

ID: 208

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 青少年育成課

処分の概要	入会の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例 第4条		
例 規 番 号	平成15年条例第27号		
【根拠条文】 (入会申請及び許可) 第4条 児童を児童クラブに入会させようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に入会の申請を行い、その許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (入会資格) 第3条 児童クラブに入会できる児童は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校に在学していること。 (3) 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられないこと。 2 市長は、前項に定める児童のほか、特に必要があると認めた児童を児童クラブに入会させることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日